

新たな規制の特例措置等の提案書

提案団体名:宮城県

番号	提案項目 (A)	根拠法令等の 条文 (B)	現行の規制・制度の概要と問題点 (C)	提案の具体的内容 (D)	提案理由 (E)
1	特別控除の適用による防災集団移転促進事業の推進のための特例		・防災集団移転促進事業では、移転先の団地規模が50戸以上で、都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の住宅施設として都道府県知事が証明した場合、譲渡所得の5,000万円控除が適用されるが、50戸未満の場合は適用されない。 ・防災集団移転促進事業は極めて公共性が高く、その移転先は各市町が総合的に今後のまちづくりを検討した結果選定されたものであり、土地収用事業に極めて近い事業であるにも関わらず、土地収用事業と同等の5,000万円の特別控除が適用されないことから、制度間の不平等感があり、事業推進上の障壁となっている。	防災集団移転促進事業の移転先の土地売却について、無条件に5,000万円の譲渡所得の特別控除を適用する特例を求める。	防災集団移転促進事業は公共性が高く、土地収用事業に極めて近い事業にも関わらず、無条件で5,000万円控除が適用されないことから、当該特例を提案し、制度間の不公平感をなくし、防災集団移転促進事業の推進を図る。
2	45フィートコンテナ利用推進のための特例		(現行の制度はない) ・被災企業の復興のためには、物流コスト削減が図られる45ftコンテナの利用が有効であるが、45ftコンテナ用輸送車両は非常に高価であること、通行ルート上で支障となる交差点等の解消等が必要であること、走行安全性や他の車両の通行への影響が懸念されること等の理由により、利用促進が進んでいない状況である。	①輸送路線の質的改良(交差点改良等)の補助枠等の確保、輸送車両購入・コンテナ船の新造・改造に対する補助制度の拡充等の特例 ②45ftコンテナ輸送車の県内高速道路通行料金の一定割合の助成措置 ③シャーシ、コンテナ船などの輸送設備に係る特別償却又は税額控除の特例	・45ftコンテナは、現在主流となっている40ftコンテナと比べ、容積が27%(40ft背高コンテナでは13%)多く、物流コストの削減が図られることから、普及促進を目指し、当該特例を求める。 ・仙台塩釜港を利用している被災企業の復興促進のため、税制・財政措置の実現を目指すものであり、輸送ロットが大きくなることから、CO2排出量削減も図られる。 ・なお、県外の荷主の要望に応えた広域的な利用を図るため、今後、県境を越えた45ftコンテナの輸送実現を図っていく。

番号	提案項目 (A)	根拠法令等の 条文 (B)	現行の規制・制度の概要と問題点 (C)	提案の具体的内容 (D)	提案理由 (E)
3	保育サービス確保のための 保育所整備の補助対象の拡大	児童福祉法第56条の2 第1項第1号	・震災により135カ所(仙台市含む、軽微なものを除く)の保育所が被災し、24カ所の復旧は平成25年度以降となる見通しである。24カ所の保育所(へき地保育所含む)のすべてが、市町村立の保育所となっており、整備が完了するまでには、相当な期間を要する状況となっている。 ・現在は、保育所を運営する市町村においては、代替保育(仮設等の代替施設や他の保育所受け入れによる保育)による応急措置的な保育サービスにより急場をしのいでおり、児童や職員にとって好ましい環境の中で保育が継続されている状況ではない。 ・認可保育所については、様々な設置主体(学校法人、株式会社、NPO法人等)が、国、県、市町村から運営費の助成を受けているが、施設整備については、補助対象が社会福祉法人等に限定されている。 ・被災の大きい石巻市、気仙沼市、南三陸町等の学校法人、株式会社、NPO法人等が、子どもにとって良好な「保育の場」の早期確保に向け、保育所整備について具体的な検討をしているが、いずれも、補助対象となる社会福祉法人等ではないため、財政支援を受けられないことが課題となっている。	沿岸被災地において、良好な「保育の場」を早期に確保するため、都道府県及び市町村が補助可能な保育所設置主体に、学校法人、株式会社、NPO法人等を追加する特例を求める。	・当該特例措置により、様々な設置主体による保育所整備が促進され、良好な「保育の場」が早期に確保されることにより、被災地から子育て家庭の流出を防ぐことにつながる。
4	復興特区における税制上の 特例措置の期間の延長、適用要件の緩和	①震災特例法第17条の2、第17条の3、第17条の5及び第18条の3 ②震災特例法第18条の3第2項、第18条の3第2項第4号	・震災により雇用に至大な被害を受けた沿岸地域では、地盤が沈下しているが、盛土・防潮堤工事による安全な事業用地の造成が進んでおらず、企業の再建や新たな投資ができない状況にある。 ・復興特区法第40条の特例は、法人税が実質5年間無税化されるという復興特区の目玉となる特例であり、様々な企業から問い合わせがあるが、現行の制度では、再投資準備金として積み立てた金額を損金の額に算入する適用年度が5年と規定されているため、黒字化に2～3年かかる投資案件の場合には、投資企業にとってさほどメリットがない。 ・沿岸市町の特定復興産業集積区域外に事業所を有した場合は、特例を受けられなくなるため、再投資が難しいと考えられてしまう恐れがある。	被災地における産業集積を促進するため、復興特区における税制上の特例措置の期間の延長、適用要件の緩和を求める。 ①復興特区法第37条から第40条の特例に係る震災特例法第17条の2、第17条の3、第17条の5及び第18条の3に規定する特例を受けるための指定の期限を5年間延長(平成28年3月末→平成33年3月末) ②復興特区法第40条の特例(新規立地促進税制)について (ア)再投資準備金として積み立てた金額を損金の額に算入する適用年度を5年間延長(現行:5年→10年)【震災特例法第18条の3第2項】 (イ)沿岸市町の特定復興産業集積区域以外に事業所を有する場合でも、適用除外とならないよう要件を緩和【震災特例法第18条の3第2項第4号】	・事業用地の造成が進んでいない沿岸地域において、復興特区法の目指す産業集積が十分に図られるよう、制度の指定期限の延長を求める。 ・法第40条の特例がより活用しやすくなるよう、適用年度の延長及び適用要件の緩和を求める。